

# 従業員等の皆さまへのお知らせ

## 税額決定通知書の見方

大阪市 市民税 通知書類 **検索**



税額算定の基礎となる金額		住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の合計額		給与から差し引かれる毎月の月割税額	
令和6年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 給与収入 4457434 主たる給与 所得 3124800 その他の所得計 0 所得区分 A 3124800 所得金額の総合計額 →	特別徴収税額 決定・変更通知書(納税義務者用) 課税所得 ③ A-B 1335000 山林所得 0 分離短期譲渡 0 分離長期譲渡 0 株式等の譲渡 0 上海株式等の取得等 0 先物取引 0	市民税 106800 府民税 82361 税額控除④ 24400 所得割額⑦ 3000 森林環境税額④ 26700 税額控除⑤ 20591 所得割額⑥ 6100 税均等割額⑧ 1300 森林環境税額⑧ 1000 特別徴収税額⑨ 35800 控除不足額⑩ 0 既納付額⑫ 0 増減額(⑩-⑪) 35800 変更前税額⑬ 増減額(⑩-⑪) 35800 変更月 一月	納付額 6月分 0 7月分 3800 8月分 3200 9月分 3200 10月分 3200 11月分 3200 12月分 3200 1月分 3200 2月分 3200 3月分 3200 4月分 3200 5月分 3200 令和6年 5月 20日 給与から差し引かれる特別徴収税額(年税額)	受給者番号 ×××××	住 大阪府大阪市北区中之島〇〇〇 指定番号 区分 200000 1 宛名番号 1

3月16日(土)以降に所得税の確定申告書または個人市・府民税の申告書を提出された場合は、申告内容が通知書に反映されていないことがあります。申告内容を反映のうえ、特別徴収税額に変更がある場合には、後日、7月分(8月13日納期限)以降の税額を変更して通知書をお送りします。

なお、お勤め先が電子データでの受取を選択されている場合は、大阪市ホームページ(検索は右上参照)をご確認ください。

## 所得控除(配偶者控除・扶養控除、障がい者控除など)について

毎年、お勤め先へ提出いただく「給与所得者の扶養控除等申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の申告内容に誤りがあると、配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、障がい者控除等の所得控除の適用が認められず、年度途中において、所得税や個人市・府民税が増額となる場合があります。

## ご自宅に納税通知書が届いた方へ

前年中に、給与以外の収入(所得)があった場合で、ご自宅に納税通知書が届いた方は、他の収入(所得)に対する税額について、給与から差し引かれる特別徴収税額とは別に、納付書等により直接納めていただく必要があります。

この場合は、第1期～第4期の4回払いとなりますので、各納期限までに金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。

### ●特別徴収に切替できます

納期限が到来していない税額については、お勤め先を通じて「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出いただくことにより、お勤め先の税額に合算して給与から差し引き(特別徴収)することができます。

大阪市 特別徴収切替 **検索**



### ●申告の際に選択できます

翌年度以降、所得税の確定申告の際に、確定申告書の第2表「住民税に関する事項」欄において、「給与から差し引き」を選択していただくことにより、お勤め先の税額に合算して給与から差し引き(特別徴収)させていただきます。

## 個人市・府民税・森林環境税の減額・免除について

前年中の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、失業や大幅な所得減少、災害などの特別な事情により全額負担が困難と認められる場合に限り、申請期限までの申請により収入・資産状況等を審査のうえ、減額・免除されることがあります。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市 市民税 減免 **検索**



## 課税(所得)証明書の発行について

大阪市内のすべての市税事務所、区役所・区役所出張所等で発行しています。

令和6年度(令和5年分所得)の課税(所得)証明書の発行開始日は次のとおりです。

●特別徴収の税額(給与から差し引かれる税額)のみの方・・・令和6年5月20日から発行します。

(注) コンビニ交付サービスを利用される場合は、令和6年6月1日からの発行となります。

●上記以外の方(納付書で納付する税額がある方など)・・・令和6年6月3日から発行します。

## 市外転出・出国に伴う納税管理人の申告

従業員等の方が、大阪市外・海外事業所への転勤・派遣等や在留期間満了等の退職により市外転出・出国(帰国)される場合で、未徴収税額を一括徴収できない場合には、**未徴収税額の納税に関する事項を処理いただく方(納税管理人)**を定め、**大阪市へ申告・申請いただく必要があります。**

大阪市 納税管理人の申告 **検索**

